

第49回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

- **事業報告**
2.(5) 業務の適正を確保するための体制
および当該体制の運用状況の概要
- **連結計算書類**
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
- **計算書類**
株主資本等変動計算書
個別注記表

(2023年1月1日から2023年12月31日まで)

株式会社電通総研

上記事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様
に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

事業報告

2.(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株主会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」として、以下をその基本方針として定めております。

①内部統制システムの運営・改善に向けた取り組み体制

当社および子会社（以下、当社グループという）の内部統制システムの運営・改善は、「経営会議」の指揮のもと行う。

②取締役および従業員のコンプライアンス体制

当社は、当社グループの取締役および従業員の業務の執行が、法令および定款に適合し、業務が適正に行われることを確保するために遵守すべき共通行動規範として、「電通グループ行動憲章」および当社グループの行動基準である「私たちの行動宣言」を位置づける。

当社取締役は、「取締役会規則」、「経営会議規程」、「役員規則」に則り、適切に業務を執行する。また、当社グループにおける法令・定款違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、遅滞なく取締役会または「経営会議」において報告するとともに、速やかに監査等委員会に報告することとする。

当社は、当社グループの従業員のコンプライアンス体制を確保するため、対応する主管部門・委員会が社内規程を整備するとともに、代表取締役直轄の「監査室」が内部監査を行う。また、当社グループの行動基準等を所管する「コンプライアンス委員会」を設置する。

当社グループは、電通グループの内部通報制度に参加するとともに、併せて当社グループの内部通報制度を維持・向上させて、適切に運用する。当社グループの従業員から、それらに報告相談があった場合には、必要に応じて速やかに監査等委員会に報告される。

なお、監査等委員会から当社グループのコンプライアンス体制についての意見および改善の要求がなされた場合は、取締役が遅滞なく対応し、改善を図ることとする。

当社グループは、反社会的勢力および団体とは一切の関係をもたない。不当な要求がなされた場合には、警察等の関連機関とも連携し、要求に屈することなく毅然とした態度で対応する。

③取締役の業務執行の効率化を図る体制

当社は、取締役会を原則として月1回開催し、また「経営会議」を原則として週1回開催し、経営上の重要事項の決定および業務執行状況の監督を行う。

また、「経営会議」の委任により、原則として取締役を責任者とする各種委員会等を設置し、委任された権限の範囲内において、業務執行事項の審議・決定等を行う。

取締役会、「経営会議」あるいは各種委員会等での決定事項は、各担当取締役から各部門長に直ちに指示され、職制を通じて、また必要に応じて社内電子掲示板システム等を活用して、迅速に伝達される。

④取締役の業務執行に関する情報の保存・管理体制

当社は、取締役の業務執行に係る情報について、法令および取締役会規則、文書管理規程、情報管理規程、その他の社内規程に則り、適切に保存および管理を行う。

⑤リスク管理体制

当社は、リスク管理規程を定め、事業活動に伴う重要リスクへの対応計画を整備することにより、リスクの発生予防と発生した場合の影響を最小化することに努める。また、子会社のリスク管理体制の運営・改善を積極的に支援する。

リスク管理活動の具体的な取り組みは、社長を議長とする「サステナビリティ推進会議」および各リスクの所管部署が主体となって推進する。

「サステナビリティ推進会議」は、当社の重要リスクの識別と評価を定期的に見直すことにより、リスク管理活動の実効性を確保するとともに、各リスク所管部署のリスク対応計画の実施状況を統括する。また、子会社の重要リスクの報告を受け、リスク対応計画の実施状況を統括する。

リスク所管部署は、「サステナビリティ推進会議」の指揮のもと、当該リスクに対する対応計画を整備し、実行する。

⑥監査等委員会の職務を補助する組織とその独立性並びに指示の実効性について

当社は監査等委員会の職務を補助すべき使用人の組織体制として総務部内に「監査等委員会事務局」を設置するとともに専任担当者を配置する。監査等委員会は職務を補助する者に対する指揮命令権とともに、その人事異動、人事評価、懲戒処分等について同意権を有することで、取締役からの「監査等委員会事務局」の独立性を確保する。

⑦監査等委員会への報告体制と監査の実効性の確保について

当社グループの取締役および使用人は、当社の信用や業績等に大きな影響を与える恐れのある事象や、法令・定款・社内規程等に違反する事実または不正な行為等を発見したとき、もしくは報告を受けたときは、法令および社内規程に則り速やかに監査等委員会に報告する。また、監査等委員会への報告者は、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利な取扱いも受けない。

監査等委員は、取締役の意思決定の過程および職務の執行状況を把握するため、取締役会に出席するほか、自らが必要と判断する重要な会議および委員会に積極的に出席する。また、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行うほか、当社グループ各社の監査役等とも定期的に会合を持ち、随時連携して当社グループの監査を実施する。

監査等委員は、必要に応じて取締役および使用人に対し報告を求め、関係資料を閲覧できる。また、監査を行う上で必要な場合、会計監査人・弁護士等の専門家を活用することができ、その費用も含め監査等委員の職務執行上必要な費用は会社が負担する。

⑧親会社・子会社を含めた企業集団の内部統制システム

当社は、株式会社電通グループの企業集団に属する子会社として、「電通グループ行動憲章」を遵守し、電通グループの企業価値向上に貢献する。

一方、当社は、上場会社として、親会社である株式会社電通グループからの独立性を確保する。

当社は、子会社の管理については、国内子会社管理規程、海外子会社、海外関連会社管理規程において基本的なルールを定め、その適切な運用を図る。また「経営会議」および社内に対応する主管部門・委員会等の活動を通じて、各子会社における内部統制システムの運営・改善を積極的に支援し、また子会社と協力して推進する。

また、子会社は、各社の規模、事業特性に応じ適切な頻度で取締役会や経営幹部による会議を開催し、経営上の重要事項の決定および業務執行状況の監督を行う。取締役会等での決定事項は、各担当取締役から職制を通じて、また必要に応じて社内電子掲示板システム等を活用して、迅速に伝達される。

⑨財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、「経営会議」の指揮のもと、当社グループ各社の規模、事業特性に応じ財務報告の適正性を確保するための仕組みを維持する。財務報告に係る内部統制が適切に維持・運用されているかについて、「監査室」が独立的評価を定期的に行う。また、当社は、外部監査人による監査を受ける。

(注) 上記の「業務の適正を確保するための体制」は当事業年度末日現在で記載しておりません。

なお、最新の内容につきましては、以下の当社ウェブサイトにてご確認ください。
(<https://www.dentsusoken.com/sustainability/governance/corporate.html>)

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、内部統制システムの整備・改善とその適切な運用に努めております。当事業年度(2023年1月1日～同年12月31日)における運用状況の概要は以下のとおりです。

①取締役の業務執行

取締役会を13回および「経営会議」を54回開催し、法令や定款等に定められた事項や経営上の重要事項の決定を行うとともに、法令や定款等への適合性と業務の適正性の観点から業務執行状況の監督を行いました。また、「経営会議」の委任により、各種委員会等を設置し、業務執行事項の審議・決定を行いました。

②監査等委員(監査役であった時を含む。)の職務執行

社外の監査等委員を含む監査等委員(監査役であった時を含む)は、監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会等の重要な会議および各種委員会等に

出席し、取締役の意思決定の過程および業務執行の把握に努めております。監査等委員会設置会社移行前に監査役会を3回、監査等委員会設置会社移行後に監査等委員会を10回開催しました。また、代表取締役社長との会合を12回実施し、監査上の重要課題等につき意見交換を行いました。加えて、当社グループ各社の監査役等とも会合を持ち、連携して当社グループの監査を実施しております。

③コンプライアンス体制

「サステナビリティ推進会議」のもとに、当社グループの行動基準等を所管する「コンプライアンス委員会」を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス体制の強化に努めております。さらに、当社グループは、電通グループの内部通報制度である「コンプライアンスライン」に参加するとともに、併せて当社グループの内部通報制度である「倫理ヘルプライン」も運用しております。これらに相談報告があった場合には、速やかに常勤監査等委員に報告しております。

また、反社会的勢力との関係を一切もたないよう、取引先についても与信管理において厳正なチェックを行い、取引契約書等には反社会的勢力排除条項を規定しております。

④リスク管理体制

「サステナビリティ推進会議」において当社の重要リスクの識別と評価を実施し、リスク所管部署にリスク対応計画の作成と実行をさせることにより、リスク管理活動の実効性を確保しております。また、子会社の重要リスクについても「サステナビリティ推進会議」がリスクの状況や対応計画の実施状況を統括する等、子会社のリスク管理体制の運営・改善を積極的に支援しております。

⑤財務報告の適正性を確保するための体制

「経営会議」の指揮のもと、当社グループ各社の規模および事業特性に応じ、財務報告の適正性を確保するための内部統制を維持・運用しております。また、財務報告に係る内部統制が適切に維持・運用されているかについて、「監査室」が内部監査計画に基づき、独立的評価を定期的に行い、その結果は外部監査人による監査も受けております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	8,180	15,270	50,045	△416	73,080
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△5,799		△5,799
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			14,663		14,663
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
自 己 株 式 の 処 分				10	10
連結子会社株式の取得に よる持分の増減		△0			△0
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△0	8,863	9	8,872
当 期 末 残 高	8,180	15,270	58,909	△406	81,953

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	234	524	758	32	73,871
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△5,799
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					14,663
自 己 株 式 の 取 得					△1
自 己 株 式 の 処 分					10
連結子会社株式の取得に よる持分の増減					△0
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 (純 額)	51	207	259	△32	226
当 期 変 動 額 合 計	51	207	259	△32	9,099
当 期 末 残 高	285	732	1,018	-	82,971

連 結 注 記 表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

(1) 連結子会社の数 15社

当社の関連会社であったTwo Pillars GmbHは、当連結会計年度より、当社の連結子会社となっております。

当社の連結子会社であった株式会社アイエスアイディ・フェアネスは、当連結会計年度より、当社を存続会社とする吸収合併により消滅しております。

(2) 連結子会社の名称

連結子会社の名称については「事業報告」の「1. 企業集団の現況 (6) 重要な親会社および子会社の状況 ④ 重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の状況

① 持分法適用会社の数 5社

当社の持分法適用会社であった株式会社FAプロダクツは、当連結会計年度において当社が保有する全株式を売却したため、持分法の適用範囲から除外しております。

② 持分法適用会社の名称

持分法適用会社の名称については「事業報告」の「1. 企業集団の現況 (6) 重要な親会社および子会社の状況 ⑤ 重要な関連会社の状況」に記載のとおりであります。

(2) 持分法非適用会社の状況

該当する事項はありません。

(3) 持分法適用会社の事業年度に関する事項

持分法適用会社であるクウジツ株式会社、株式会社FINOLAB、株式会社ACSiONの決算日は3月31日であり、連結決算日と異なりますが、連結計算書類の作成に際しては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社はありません。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

商品

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

製品

個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕掛品

個別法による原価法

原材料及び貯蔵品 最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、当社及び国内連結子会社が1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～38年

工具、器具及び備品 5～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

市場販売目的のソフトウェア 見込販売収益（数量）又は見込有効期間（3年以内）に基づく定額法

自社利用ソフトウェア 社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法

③ リース資産

リース期間を耐用年数、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 受注損失引当金

顧客より受注済みの案件のうち、当該受注契約の履行に伴い、翌連結会計年度以降に損失の発生が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、将来の損失に備えるため翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

③ 株式給付引当金

株式交付規定に基づく当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき、株式給付引当金を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社については以下の方法によっております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、予測単位積増方式等によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、その発生時に費用処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な履行義務の内容は以下の通りです。

(コンサルティングサービス)

業務プロセスの改革やITの活用に関するコンサルティングサービスの提供。

(受託システム開発)

顧客の個別の要求に基づくシステムの構築、ならびに構築したシステムの保守サービスの提供。

(ソフトウェア製品)

当社グループにて独自に企画・開発したソフトウェアの販売。当該ソフトウェアの導入支援サービスや追加機能の開発サービス、ならびに保守サービスの提供。

(ソフトウェア商品)

国内外のソフトウェア・ベンダーが開発したソフトウェアの販売。当該ソフトウェアの要件定義、導入支援、追加機能開発、ユーザ教育などの技術サービス、ならびに保守サービスの提供。

(アウトソーシング・運用保守サービス)

顧客の業務を受託するアウトソーシング・サービスの提供。顧客のシステムの運用・保守・サポート、ならびに情報サービスの提供。

(情報機器販売・その他)

当社グループが提供するITサービスに付随して必要となるハードウェア、ならびにデータベースソフトやミドルウェア等のソフトウェアの販売。

当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下の通りです。

なお、支配が一定期間にわたり移転する財またはサービスについて、アウトプット法またはインプット法を用いて、履行義務の充足に係る進捗度の見積りを行っております。

アウトプット法を用いる場合には、主に、現在までに移転した財又はサービスと、契約において約束した残りの財又はサービスとの比率に基づき算出した進捗度に応じて収益を認識し、インプット法を用いる場合には、見積総原価に対する期末日までの実際発生原価の割合に基づき算出した進捗度に応じて収益を認識しております。

(システム開発、自社プロダクト・サービス)

システム開発、自社プロダクト・サービスは、コンサルティングサービス、受託システム開発、ソフトウェア製品、アウトソーシング・運用保守サービスが該当します。

コンサルティングサービス、受託システム開発は、主にインプット法を、アウトソーシング・運用保守サービスは、主にアウトプット法を用いて、収益を認識しております。

ソフトウェア製品には、契約に応じて、製品の引渡・サブスクリプション方式による提供のほか、追加開発、保守サービスの提供等の履行義務が含まれます。

製品の引渡については、顧客への引渡時に当該製品に対する支配が移転し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

サブスクリプション方式による製品の提供のほか、保守サービスについては、主にアウトプット法を、追加開発については、主にインプット法を用いて、収益を認識しております。

(外部プロダクト・機器販売)

外部プロダクト・機器販売は、ソフトウェア商品、情報機器販売・その他が該当します。これらには、商品の引渡・サブスクリプション方式による提供のほか、追加開発、保守サービスの提供等の履行義務が含まれます。

商品の引渡については、顧客への引渡時に当該商品に対する支配が移転し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

サブスクリプション方式による商品の提供のほか、保守サービスについては、主にアウトプット法を、追加開発については、主にインプット法を用いて収益を認識しております。

会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

会計上の見積りに関する注記

1. 一定期間にわたり履行義務が充足される受注制作のソフトウェア開発等に係る収益の認識

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 66,940百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、受注制作のソフトウェア開発等に係る収益に関し、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができる場合は、履行義務を充足するにつれて、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識する方法を適用して計上しております。期末日現在の進捗度は、プロジェクト原価の見積総原価に対する期末日までの実際発生原価の割合に基づき算出しております。

総原価の見積りはプロジェクトの進行に応じて適時、適切に見直しを行いますが、契約ごとに個別性が高く、顧客からの要請の高度化・複雑化や開発段階でのシステム要件の変更、納期の変更等により、総原価の見積りが変動することがあり、その結果、プロジェクトの進捗度が変動する可能性があります。また、これらの見積りには不確実性が含まれているため、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

2. 受注損失引当金

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 180百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、顧客より受注済みの案件のうち、当該受注契約の履行に伴い、翌連結会計年度以降に見積総原価が受注金額を上回ることにより損失の発生が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、将来の損失に備えるため、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を受注損失引当金として計上しております。

総原価の見積りは、契約ごとに個別性が高く、顧客からの要請の高度化・複雑化や開発段階でのシステム要件の変更、納期の変更等により、当初見積り時には予見不能な作業工数の増加により総原価の見積りが変動することがあります。また、これらの見積りには不確実性が含まれているため、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	7,460百万円
----------------	----------

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度期末の株式数
普通株式	65,182千株	－千株	－千株	65,182千株

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度期末の株式数
普通株式	114千株	0千株	2千株	112千株

(注) 当連結会計年度末の自己株式は役員報酬BIP信託が所有する当社株式94千株を含んでおります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年3月24日 定時株主総会	普通株式	2,932	45.00	2022年12月31日	2023年3月27日
2023年7月31日 取締役会	普通株式	2,867	44.00	2023年6月30日	2023年9月1日
計		5,799			

(注) 1. 2023年3月24日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

2. 2023年7月31日定時株主総会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

2024年3月22日開催の第49回定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	3,649百万円
1株当たり配当額	56.00円
基準日	2023年12月31日
効力発生日	2024年3月25日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(注) 配当金の総額には、役員報酬BIP信託が所有する当社株式に対する配当金5百万円が含まれております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの売上高は、ほぼすべてが顧客との契約から認識した収益です。

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計
	金融ソリューション	ビジネスソリューション	製造ソリューション	コミュニケーションIT	
システム開発、自社プロダクト・サービス	22,758	19,735	11,136	33,239	86,870
外部プロダクト・機器販売	7,839	3,371	29,982	14,544	55,737
合計	30,598	23,107	41,118	47,784	142,608

(注) 「システム開発、自社プロダクト・サービス」に該当するサービス品目は「コンサルティングサービス」、「受託システム開発」、「ソフトウェア製品」、「アウトソーシング・運用保守サービス」であります。

「外部プロダクト・機器販売」に該当するサービス品目は「ソフトウェア商品」、「情報機器販売・その他」であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 4. 会計方針に関する事項」の「(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、受託システム開発等、履行義務の進捗に応じて収益を認識している案件において、顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する権利のうち、主に未請求のものであります。

契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権（売掛金）に振り替えられます。

契約負債は、財又はサービスを顧客に移転する前に、主に当社が顧客から対価を受け取ったものであります。契約負債は、履行義務の充足に応じて、収益に振り替えられます。

顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	17,873	18,928
売掛金	17,850	18,861
受取手形	23	66
契約資産	12,503	16,509
契約負債	14,296	15,872

当連結会計年度における契約負債の期首残高のうち、当期に認識した収益の金額は、11,854百万円です。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下の通りであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	43,605
1年超	10,880
合計	54,486

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、「与信管理規程」に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年12月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券	345	345	—
(2) 敷金及び保証金	3,512	3,292	△220
資 産 計	3,858	3,638	△220
リース債務（*2）	2,104	2,118	14
負 債 計	2,104	2,118	14

（*1）「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「預け金」、「支払手形及び買掛金」、「未払法人税等」については、現金であること、また短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（*2）リース債務（流動負債）、リース債務（固定負債）の合計額であります。

（*3）連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資は、時価の算定に関する会計基準の適用指針第24－16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は1,330百万円であります。

- (* 4) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下の通りであります。

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
関連会社株式	1,281
非上場株式	113

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 其他有価証券 株式	345	—	—	345
資産計	345	—	—	345

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	3,292	－	3,292
資産計	－	3,292	－	3,292
リース債務	－	2,118	－	2,118
負債計	－	2,118	－	2,118

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価は、その将来キャッシュ・フローを期日までの期間および安全性の高い長期の債券の利回りに信用リスクを勘案した利率を用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社ビルをはじめとしたオフィスの賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

主な使用見込期間を賃貸借契約開始から15年と見積り、割引率は1.897%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	854百万円
賃貸借契約締結に伴う増加額	3百万円
時の経過による調整額	3百万円
見積りの変更による増減	△5百万円
資産除去債務の履行による減少額	△8百万円
為替換算差額	1百万円
期末残高	<u>849百万円</u>

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,275円10銭

1株当たり当期純利益 225円35銭

(注) 当社は役員報酬BIP信託を導入しております。役員報酬BIP信託が所有する当社株式を、発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。(当連結会計年度94千株)

(注) 記載金額は、百万円単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	8,180	15,285	0	15,286	160	6,200	35,308	41,669	△416	64,719
当期変動額										
剰余金の配当							△5,799	△5,799		△5,799
当期純利益							14,249	14,249		14,249
自己株式の取得									△1	△1
自己株式の処分									10	10
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	8,449	8,449	9	8,458
当期末残高	8,180	15,285	0	15,286	160	6,200	43,758	50,118	△406	73,178

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	234	234	64,954
当期変動額			
剰余金の配当			△5,799
当期純利益			14,249
自己株式の取得			△1
自己株式の処分			10
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	51	51	51
当期変動額合計	51	51	8,510
当期末残高	285	285	73,464

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品

商品

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

製品

個別法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕掛品

個別法による原価法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

工具、器具及び備品 5～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

市場販売目的のソフトウェア 見込販売収益（数量）又は見込有効期間（3年以内）に基づく定額法

自社利用ソフトウェア 社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法

③ リース資産

リース期間を耐用年数、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 受注損失引当金

顧客より受注済みの案件のうち、当該受注契約の履行に伴い、翌事業年度以降に損失の発生が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、将来の損失に備えるため翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

③ 株式給付引当金

株式交付規定に基づく当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき、株式給付引当金を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における顧客との契約に基づく主な履行義務の内容は以下の通りです。

(コンサルティングサービス)

業務プロセスの改革やITの活用に関するコンサルティングサービスの提供。

(受託システム開発)

顧客の個別の要求に基づくシステムの構築、ならびに構築したシステムの保守サービスの提供。

(ソフトウェア製品)

当社グループにて独自に企画・開発したソフトウェアの販売。当該ソフトウェアの導入支援サービスや追加機能の開発サービス、ならびに保守サービスの提供。

(ソフトウェア商品)

国内外のソフトウェア・ベンダーが開発したソフトウェアの販売。当該ソフトウェアの要件定義、導入支援、追加機能開発、ユーザ教育などの技術サービス、ならびに保守サービスの提供。

(アウトソーシング・運用保守サービス)

顧客の業務を受託するアウトソーシング・サービスの提供。顧客のシステムの運用・保守・サポート、ならびに情報サービスの提供。

(情報機器販売・その他)

当社グループが提供するITサービスに付随して必要となるハードウェア、ならびにデータベースソフトやミドルウェア等のソフトウェアの販売。

当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下の通りです。

なお、支配が一定期間にわたり移転する財またはサービスについて、アウトプット法またはインプット法を用いて、履行義務の充足に係る進捗度の見積りを行っております。

アウトプット法を用いる場合には、主に、現在までに移転した財又はサービスと、契約において約束した残りの財又はサービスとの比率に基づき算出した進捗度に応じて収益を認識し、インプット法を用いる場合には、見積総原価に対する期末日までの実際発生原価の割合に基づき算出した進捗度に応じて収益を認識しております。

(システム開発、自社プロダクト・サービス)

システム開発、自社プロダクト・サービスは、コンサルティングサービス、受託システム開発、ソフトウェア製品、アウトソーシング・運用保守サービスが該当します。

コンサルティングサービス、受託システム開発は、主にインプット法を、アウトソーシング・運用保守サービスは、主にアウトプット法を用いて、収益を認識しております。

ソフトウェア製品には、契約に応じて、製品の引渡・サブスクリプション方式による提供のほか、追加開発、保守サービスの提供等の履行義務が含まれます。

製品の引渡については、顧客への引渡時に当該製品に対する支配が移転し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

サブスクリプション方式による製品の提供のほか、保守サービスについては、主にアウトプット法を、追加開発については、主にインプット法を用いて、収益を認識しております。

(外部プロダクト・機器販売)

外部プロダクト・機器販売は、ソフトウェア商品、情報機器販売・その他が該当します。これらには、商品の引渡・サブスクリプション方式による提供のほか、追加開発、保守サービスの提供等の履行義務が含まれます。

商品の引渡については、顧客への引渡時に当該商品に対する支配が移転し、履行義務が充足されると判断していることから、当該時点で収益を認識しております。

サブスクリプション方式による商品の提供のほか、保守サービスについては、主にアウトプット法を、追加開発については、主にインプット法を用いて収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 一定期間にわたり履行義務が充足される受注制作のソフトウェア開発等に係る収益の認識

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 59,883百万円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類の連結注記表「会計上の見積りに関する注記 1.一定期間にわたり履行義務が充足される受注制作のソフトウェア開発等に係る収益の認識 (2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(2) 受注損失引当金

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 196百万円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類の連結注記表「会計上の見積りに関する注記 2.受注損失引当金 (2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 3,907百万円
- (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 (区分表示したものを除く)
 - ① 短期金銭債権 52,670百万円
 - ② 短期金銭債務 7,992百万円
 - ③ 長期金銭債務 397百万円

(3) 偶発債務

保証債務

次の関係会社の仕入債務に対し、債務保証を行っております。

ISID South East Asia (Thailand) Co., Ltd. 330百万円
(80百万バーツ)

(注) 2024年1月1日付でISID South East Asia (Thailand) Co., Ltd.はDENTSU SOKEN (THAILAND) LIMITEDに社名変更しております。

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	728百万円
仕入高	19,193百万円
営業取引以外の取引高	2,610百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度 期末の株式数
普通株式	114千株	0千株	2千株	112千株

(注) 当事業年度末の自己株式は役員報酬BIP信託が所有する当社株式94千株を含んでおります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	204百万円
未払費用	1,355百万円
投資有価証券	667百万円
会員権	39百万円
減価償却費	417百万円
関係会社株式	778百万円
資産除去債務	231百万円
受注損失引当金	60百万円
貸倒引当金	293百万円
その他	75百万円
繰延税金資産小計	4,124百万円
評価性引当額	△1,992百万円
繰延税金資産合計	2,132百万円
(繰延税金負債)	
建物	△9百万円
その他有価証券評価差額金	△126百万円
繰延税金負債合計	△135百万円
繰延税金資産の純額	1,997百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

親会社

会社名 の 社 名 等 称	住 所	資本金 (百万円)	事業の 内 容	議決権等 被所有割 合 (%)	関 係 内 容	
					役員 兼 任 の 等	事業 の 上 関 係
株 式 会 社 電 通 グ ル ー プ	東 京 都 区 港 区	74,609	純 粋 株 持 株 会 社	直 接 61.8 間 接 0.0	—	直 接 の 親 会 社

取 引 の 内 容	取 引 金 額 (百 万 円)		科 目	期 末 残 高 (百 万 円)
資 金 の 預 託 (注)	資 金 の 預 託	59,505	預 け 金	52,405
	資 金 の 回 収	55,947		
	利 息 の 受 取	11	そ の 他	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の預託に係る利率については、市場金利を参考に、一般的取引条件と同様に決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等
子会社

会社名 等称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有割合(%)	関係内容	
					役員等の 兼任	事業上の 関係
株式会社 ISID-AO (注2)	東京都 港区	300	アウトソーシング・保守運用サービス	直接 100.0	—	当社顧客へのシステム保守運用サービス等委託

取引の内容	取引金額 (百万円)		科目	期末残高 (百万円)
資金の寄託 (注)	資金の寄託	5,743	預り金	1,710
	資金の返済	6,098		
	利息の支払	0	未払費用	0
受取配当金	1,210		—	—

会社名 等称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有割合(%)	関係内容	
					役員等の 兼任	事業上の 関係
株式会社 ISIDインターテ クノロジー (注3)	東京都 港区	326	システム開発等	直接 100.0	—	当社顧客のシステム開発等委託

取引の内容	取引金額 (百万円)		科目	期末残高 (百万円)
資金の寄託 (注)	資金の寄託	2,467	預り金	1,296
	資金の返済	2,234		
	利息の支払	0	未払費用	0
受取配当金	430		—	—

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の寄託に係る利率については、市場金利を参考に、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注) 2. 2024年1月1日付で株式会社ISID-AOは株式会社電通総研セキュアソリューションに社名変更しております。

(注) 3. 2024年1月1日付で株式会社ISIDインターテクノロジーは株式会社電通総研ITに社名変更しております。

(3) 兄弟会社等
兄弟会社

会社名 の 等 称	住 所	資 本 金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 被所有割合 (%)	関 係 内 容	
					役 員 の 等 兼 任	事 業 上 の 関 係
株式会社電通	東京都 港区	10,000	広告業	直 接 一 間 接 一	兼任 1人	当社の先 当社の先

取 引 の 内 容	取 引 金 額 (百 万 円)	科 目	期 末 残 高 (百 万 円)
システム開発等の提供 (注)	13,178	売掛金および 契約資産	5,267
		契 約 負 債	2,060

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

システム開発等の提供については、市場価格・総原価等を勘案のうえ交渉し、大口顧客としての一般的取引条件と同様に決定しております。

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

10. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社ビルをはじめとしたオフィスの賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

主な使用見込期間を賃貸借契約開始から15年と見積り、割引率は1.897%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	753百万円
時の経過による調整額	2百万円
期末残高	<u>756百万円</u>

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,129円00銭

1株当たり当期純利益 218円98銭

(注) 当社は役員報酬BIP信託を導入しております。役員報酬BIP信託が所有する当社株式を、発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。(当事業年度94千株)

(注) 記載金額は、百万円単位未満を切り捨てて表示しております。

12. 重要な後発事象

(連結子会社の吸収合併)

当社は2023年6月29日開催の取締役会決議に基づき、2024年1月1日を効力発生日として、当社100%出資の連結子会社であった株式会社アイティアイディと株式会社ISIDビジネスコンサルティングを吸収合併いたしました。合併の概要は以下の通りであります。

(1)取引の概要

① 結合当事企業の名称及びその事業の内容

(存続会社)

名称 株式会社電通総研

事業の内容 情報サービス

(消滅会社)

名称 株式会社アイティアイディ

事業の内容 コンサルティングサービス

名称 株式会社ISIDビジネスコンサルティング

事業の内容 コンサルティングサービス

② 企業結合日 2024年1月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社とする吸収合併方式とし、株式会社アイティアイディと株式会社ISIDビジネスコンサルティングは解散いたしました。

④ 企業結合後の名称 株式会社電通総研

⑤ その他取引の概要に関する事項

当該企業結合は2024年1月1日付で実施した「株式会社電通国際情報サービス」から「株式会社電通総研」への商号変更と同時に、コンサルティング機能の強化を目的として、当社の完全子会社である株式会社アイティアイディと株式会社ISIDビジネスコンサルティングを当社へ統合するものです。

(2)実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であり、本合併により抱き合わせ株式消滅差益を721百万円計上する予定であります。